

神戸市交通安全特定事業計画  
(バリアフリー)

令和5年3月  
兵庫県公安委員会

神戸市交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条の規定による基本方針及び第36条の規定に基づき、また、「第2期神戸市バリアフリー基本構想」に即して、「三宮駅周辺」「名谷駅周辺」「垂水駅周辺」「西神中央駅周辺」4地区の重点整備地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間

(1) 三宮地区（別添1「三宮地区」参照）

番号	路線名	生活関連施設
1	若菜神戸駅線	1 鉄道旅客施設
2	葺合南150号線	(1) JR三ノ宮駅
3	新神戸停車場線（東側）	(2) 阪急神戸三宮駅
4	神戸明石線（北側）	(3) 阪神神戸三宮駅
5	神戸明石線（南側）	(4) 新交通三宮駅
6	国道2号	(5) 新交通貿易センター駅
7	葺合南34号線	(6) 地下鉄三宮駅
8	国道2号	(7) 地下鉄三宮・花時計前駅
9	葺合南31号線	2 官公庁施設
10	葺合南50号線	(1) 神戸市役所
11	葺合南27号線	(2) 新中央区役所
12	磯辺線	3 福祉施設
13	磯辺線	こうべ市民福祉交流センター
14	国道2号	4 医療施設
15	新神戸停車場線（西側）	三聖病院
16	三宮中央通り線	5 文化教養施設
17	京橋線	(1) 新中央区文化センター
18	京橋線（京町線）	(2) 市立博物館
19	花時計線	(3) こども本の森神戸
20	東町線	6 公園
21	新神戸停車場線（東側）	(1) 東遊園地
		(2) みなとのもり公園
		7 路外駐車場
		(1) 三宮駐車場
		(2) 三宮中央通り駐車場
		8 その他
		磯上体育館

## (2) 名谷地区 (別添2「名谷地区」参照)

番号	路線名	生活関連施設
1	落合環状線	1 鉄道旅客施設 地下鉄名谷駅 2 官公庁施設 新北須磨支所 3 文化教養施設 (1) 北須磨文化センター (2) 名谷図書館 4 その他 須磨北郵便局
2	落合中央線	
3	中落合7号線	
4	中落合7号線～名谷駅北口駅前 広場を結ぶ経路	
6	落合中央線	
7	名谷環状線	
8	西落合1号線	

## (3) 垂水地区 (別添3「垂水地区」参照)

番号	路側名	生活関連施設
1	西垂水57号線	1 鉄道旅客施設 (1) JR垂水駅 (2) 山陽垂水駅 2 官公庁施設 垂水区役所 3 医療施設 神戸徳洲会病院 4 文化教養施設 (1) 垂水区文化センター (2) 新垂水図書館 (3) 垂水年金会館 5 路外駐車場 レバンテ垂水駐車場 6 その他 新垂水体育館
2	天神川垂水駅福田川線(北側)	
3	天神川垂水駅福田川線(南側)	
5	西垂水64号線	
6	ウエステ垂水通路	
7	商大線	
8	垂水停車場線	
9	国道2号	

(4) 西神中央地区 (別添4「西神中央地区」参照)

番号	路線名	生活関連施設
1	パークアベニュー～西区役所を結ぶ経路	1 鉄道旅客施設 地下鉄西神中央駅
2	パークアベニュー～西神戸医療センターを結ぶ経路	2 官公庁施設 新西区役所
5	糶台 90 号線	3 医療施設 西神戸医療センター
7	西神中央駅～西神中央ホール、新西図書館を結ぶ経路	4 文化教養施設 (1) 西区文化センター (2) 西神中央ホール (3) 新西図書館
8	西神中央駅西口駅前広場	5 路外駐車場 プレンティ第2駐車場 6 その他 神戸西郵便局

2 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 三宮地区

事業内容	実施予定期間
1 既設信号機への歩行者用信号灯器の整備、 <u>音響信号機</u> <sup>1</sup> の整備及び高齢者と障害者等が通常の横断に要する歩行者用信号秒数の確保	令和5年度～令和7年度
2 反射材料等を用いた高輝度横断歩道標示の設置	

(2) 名谷地区

事業内容	実施予定期間
1 既設信号機への <u>音響信号機</u> <sup>1</sup> の整備	令和5年度～令和7年度

(3) 全地区共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の適切な補修 2 エスコートゾーンの整備 3 信号灯器のLED化 4 移動円滑化を阻害する違法駐車等の指導取締り及び違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施	令和5年度～令和7年度 (以後継続的に実施)

<sup>1</sup> 視覚障害者用付加装置、音響式歩行者誘導付加装置及び歩行者支援装置(PICS)を総称して音響信号機という

### 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

#### (1) 高齢者、障害者等からの意見の聴取

上記事業の実施に当たっては、学識経験者、高齢者・障害者団体、各種市民団体、交通事業者、公安委員会、道路管理者等で構成する神戸市バリアフリー推進会議での協議やワークショップでの意見聴取結果等を参考に事業の反映を図る。

#### (2) 高齢者、障害者等への情報提供

ア 歩車分離式信号機の設置に当たっては、その旨が分かるように表示板を設置する。

イ 押ボタンの設置に当たっては、その位置が分かりやすいように設置する。

#### (3) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するために神戸市をはじめとする関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を実施する。

#### (4) 周辺の交通規制等との整合性の確保

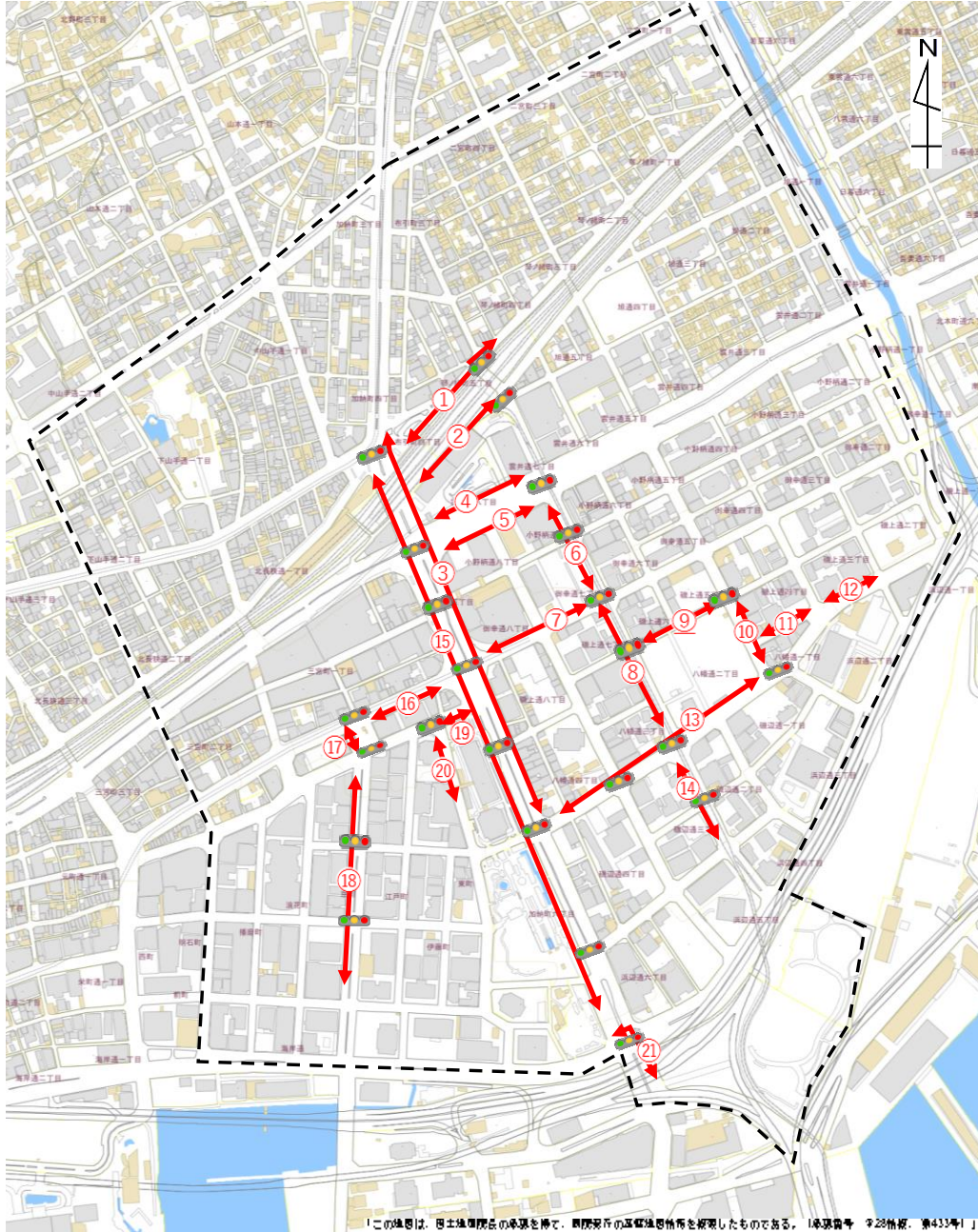
信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との制御方式の整合性を図るとともに、歩行者の動線を調査し、必要な場合には信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるよう、周辺道路へ与える影響を定期的に調査し、必要な周辺の交通規制の見直しを実施する。

#### (5) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

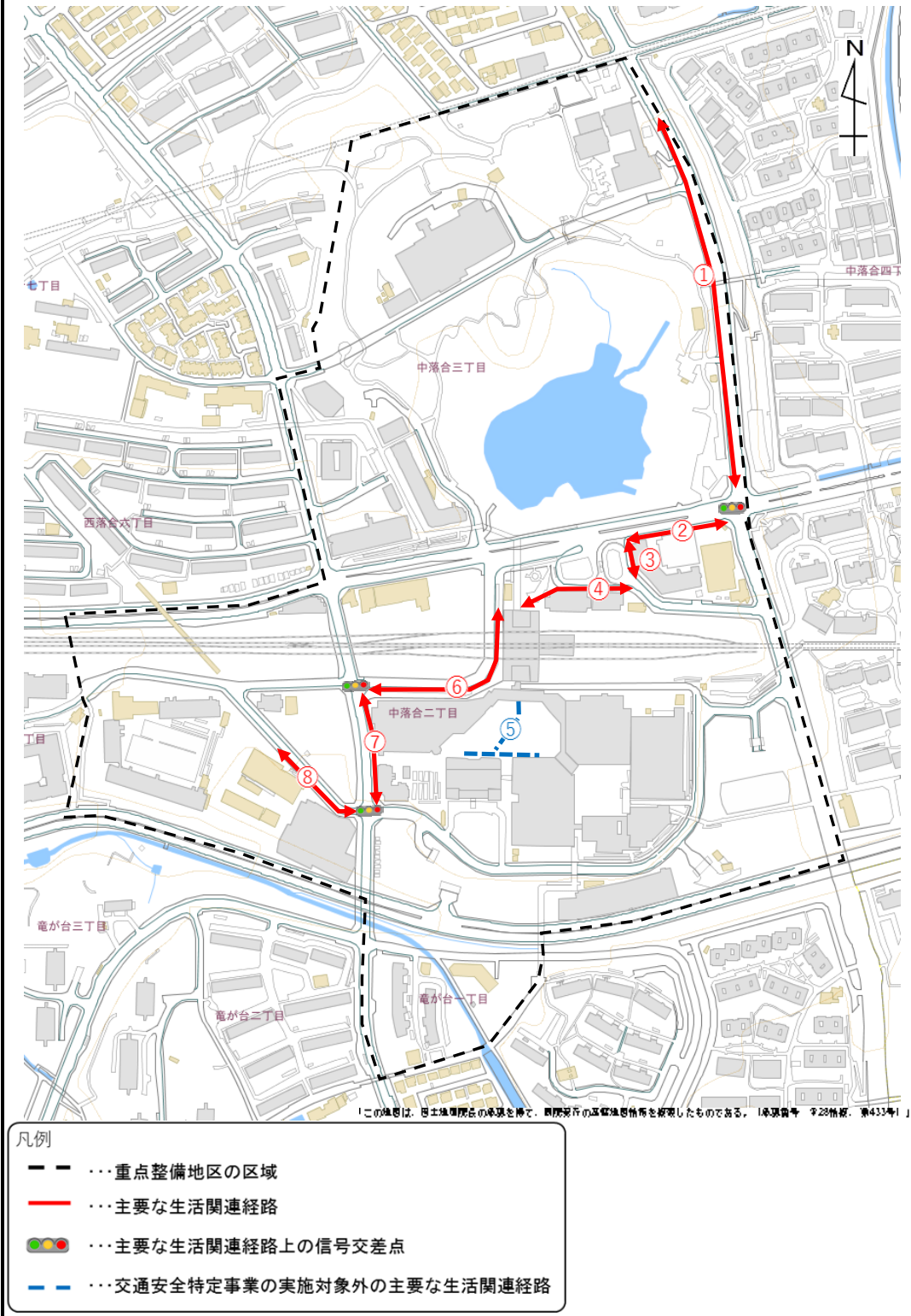
違法駐車取締り、広報啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して、重点的かつ計画的に実施する。

## 第2期神戸市バリアフリー基本構想（三宮地区）

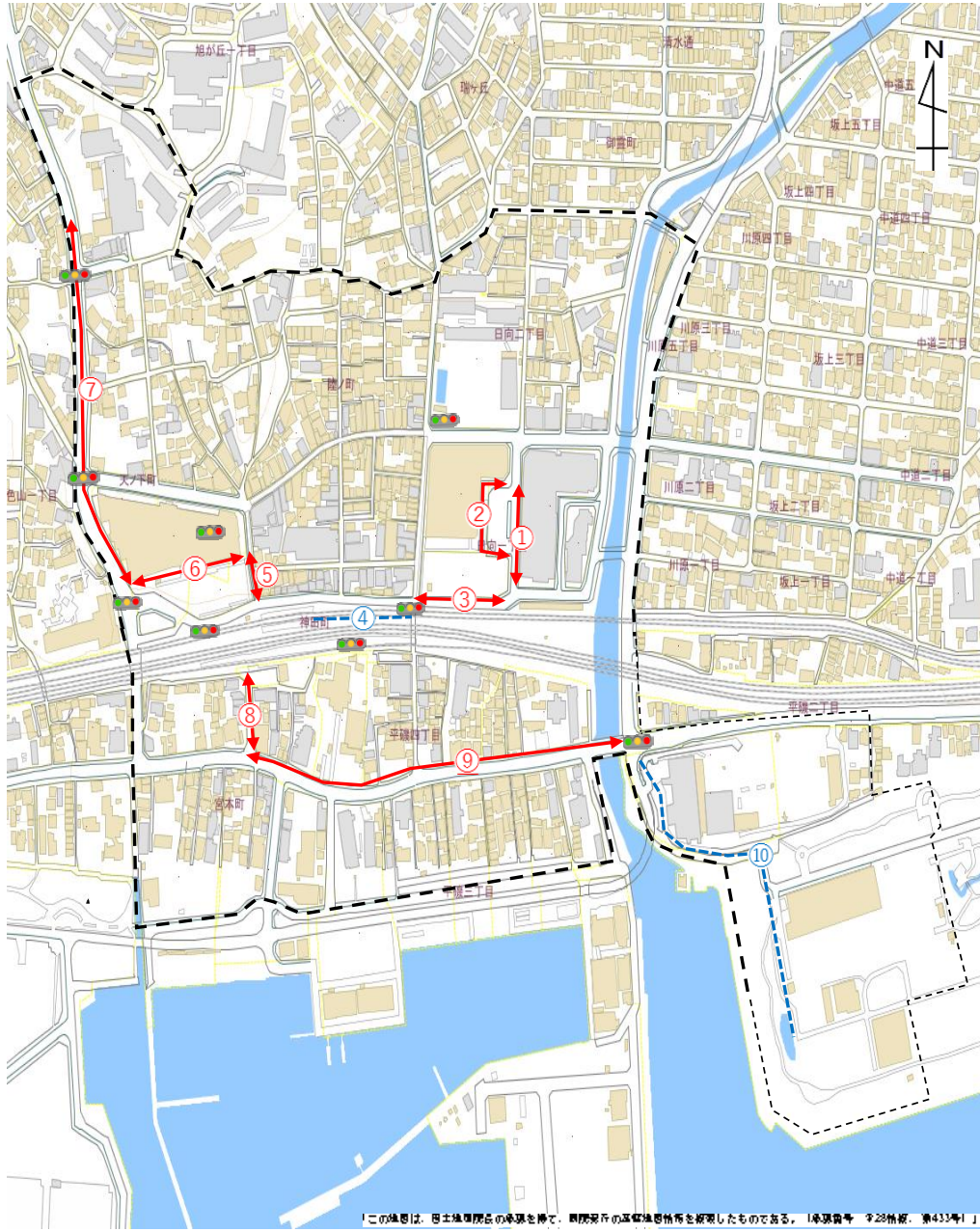


- 凡例
- 重点整備地区の区域
  - 主要な生活関連経路
  - 主要な生活関連経路上の信号交差点
  - 交通安全特定事業の実施対象外の主要な生活関連経路

### 第2期神戸市バリアフリー基本構想（名谷地区）



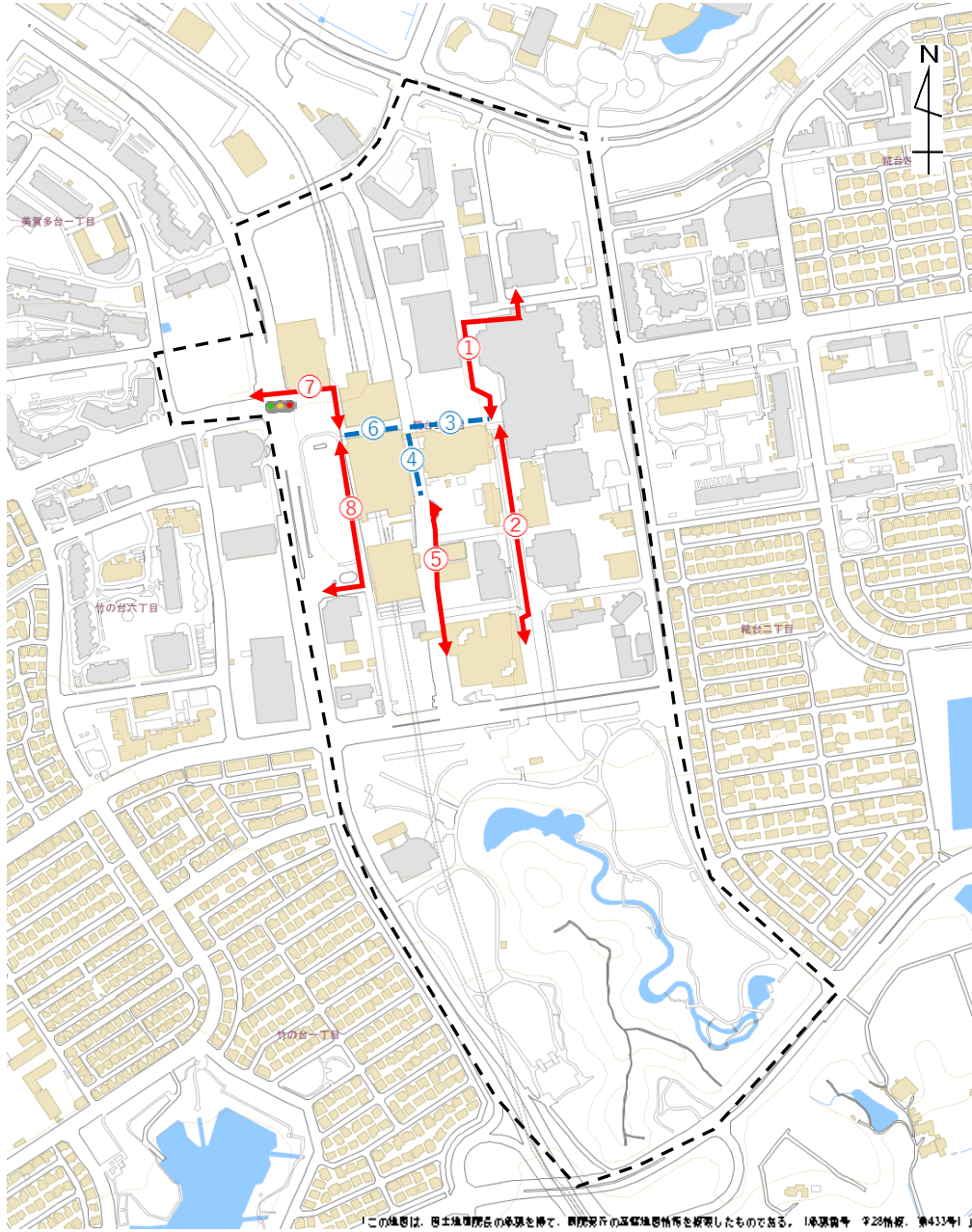
第2期神戸市バリアフリー基本構想（垂水地区）



- 凡例
- 重点整備地区の区域
  - 主要な生活関連経路
  - 主要な生活関連経路上の信号交差点
  - 交通安全特定事業の実施対象外の主要な生活関連経路



### 第2期神戸市バリアフリー基本構想（西神中央地区）



凡例

- 重点整備地区の区域
- 主要な生活関連経路
- 主要な生活関連経路上の信号交差点
- - - 交通安全特定事業の実施対象外の主要な生活関連経路